

療養担当規則に基づいた診療

保険医、保険医療機関の責務

1. 保険医、保険医療機関

(1) 保険医とは

健康保険法の規定により「保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師でなければならない」(第64条)とされている。この登録(保険医登録)は、医師国家試験に合格し、医師免許を受けることにより自動的に登録されるものではない。医師自らの意志により、地方厚生局長へ申請する必要がある。

(2) 保険医・保険医療機関の責務

健康保険法の規定により、「保険医療機関において従事する保険医は、厚生労働省令の定めるところにより健康保険の診療に当たらねばならない」(第72条)とされている。ここでいう厚生労働省令が「保険医療機関及び保険医療養担当規則(療養担当規則)」とよばれるものであり、保険診療を行うに当たっての、保険医療機関と保険医が順守すべき基本的事項を厚生労働大臣が定めたものである。

2. 保険診療の基本的ルール

- 保険診療は、健康保険法の各法に基づく、保険者と保険医療機関との間の「公法上の契約」による契約診療である。
- 保険診療を行うためには、一定の基本的ルールに沿った診療を行う必要がある。

(1) 療養担当規則(保険医療機関及び保険医療養担当規則)

保険診療を行う上で保険医療機関と保険医が順守すべき事項として厚生労働大臣が定めたものであり、大きく以下の事項について取りまとめられている。

第1章：保険医療機関の療養担当

療養の給付の担当範囲、担当方針 等

第2章：保険医の診療方針等

診療の一般的・具体的方針、診療録の記載 等

(2) 診療報酬が支払われる条件

以下に掲げる事項を満たしていなければ、保険診療として認められず、診療報酬の支払いを受けることができない。

- ・ 保険医が、
- ・ 保険医療機関において、
- ・ 健康保険法、医師法、医療法、医薬品医療機器等法等の各種関係法令の規定を遵守し、
- ・ 「保険医療機関及び保険医療養担当規則」の規定を遵守し、
- ・ 医学的に適切な診療を行い、
- ・ 「診療報酬点数表」に定められたとおりに請求を行っている。

(3) 保険診療の禁止事項

ア 無診察治療等の禁止(療担第12条)

医師が自ら診察を行わずに治療、投薬(処方箋の交付)、診断書の作成等を行うことにつ

いては、保険診療の必要性について医師の判断が適切に行われているといえず、保険診療としては認められるものではない。

なお、医師法違反「医師は自ら診察しないで治療してはならない」（第20条）にもあたるものであり、極めて不適切な行為である。

イ 特殊療法・研究的診療等の禁止（療担第18条、19条、20条）

医学的評価が十分に確立されていない「特殊な療法または新しい療法等」の実施、「厚生大臣の定める医薬品以外の薬物」の使用、「研究目的」による検査の実施などは、保険診療上認められるものではない。

（例外）

- ・先進医療による一連の検査
- ・治験による薬物の投与や。これに伴う一連の検査

ウ 健康診断の禁止（療担第20条）

健康診断は保険診療としては行ってはならない。

エ 濃厚（過剰）診療の禁止（療担第20条）

検査、投薬、注射、手術・処置等は、診療上の必要性を十分考慮した上で、段階を踏んで必要最低限に行う必要がある。

オ 特定の保険薬局への患者誘導の禁止（療担第19条の3）

患者に対して、「特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等」を行ったり「指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益」を受けることは、療養担当規則により禁止されている。

（4）その他

カ 適正な手続きの確保（療担第2条の3）

保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣または地方厚生局長に対する申請、届出に係る手続き及び療養の給付に関する費用の請求に係わる手続きを適正に行わなければならない。

キ 適正な費用請求の確保（療担第23条の2）

保険医は、その行った診療に関する情報の提供等について、保険医療機関が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならない。

ク 証明書等の交付（療担第6条）

保険給付をうけるための証明書は無償で交付しなければならない。

ケ 転医及び対診の義務（療担第16条）

患者の疾病が専門外にあるときに他の保険医に対診を求める必要があることともに、患者との信頼関係が成り立たなくなってしまった時には、当該医療機関で保険診療を続けるのではなく、他の保険医療機関へ転医を行うなどの措置が必要であることが記載されている。